

さま  
様

していしょうがい じ そうだんし えん さ ー び す  
指定障害児相談支援サービス

じゅうようじ こうせつめいしょ  
重要事項説明書

とうじぎょうしょ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し えん ほうりつ  
当事業所は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

してい う  
の指定を受けています。

とんだばやししてい だい 2774900043 ごう  
(富田林市指定 第 2774900043 号)

けいやくしゃ たい していしょうがいふくし さ ー び す じぎょう していしょうがい じ そうだんし えん ていきょうかいし  
契約者に対する指定障害福祉サービス事業【指定障害児相談支援】の提供開始に

こうせいろどうしょうれい もと けいやくしゃ せつめい じこう つぎ  
あたり、厚生労働省令に基づいて、契約者に説明すべき事項は次のとおりです。

じ ぎょうしょめい  
(事業所名)

しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん  
社会福祉法人 四天王寺福祉事業団

してんのうじ ひ でんとんだばやしえん  
四天王寺悲田富田林苑

1 指定障害児相談支援を提供する事業者について

事業者名称	しゃかいふくしほうじん してんのうじふくしじぎょうだん 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団
代表者氏名	りじちやう みなみたに えけい 理事長 南谷 恵敬
本社所在地 (連絡先)	おおさかふおおさかしてんのうじくしてんのうじ ちやうめ ぼん ごう 大阪府大阪市天王寺区四天王寺1丁目11番18号 ほうじんほんぶ 法人本部 06-6771-7971
法人設立年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和8年5月30日

2 ご利用者への指定障害児相談支援を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	してんのうじひでんとんだばやしえん 四天王寺悲田富田林苑												
サービスの 主たる対象者	しょうがい児 障がい児												
富田林市指定 事業所番号	していしょうがいじそうだんしえん 指定障害児相談支援 2774900043 号 (平成24年4月1日指定)												
事業所所在地	してんのうじひでんとんだばやしえん 四天王寺悲田富田林苑 おおさかふとんだばやしこうやうだい ちやうめ ぼん ごう 大阪府富田林市向陽台1丁目3番20号												
連絡先 相談担当者名	でんわばんごう 電話番号 0721-29-0500 ふあつくすばんごう ファックス番号 0721-29-0282 たかはし かずと ふなもと ひろよ ひらた こうじろう はまいえ かおり 高橋 和人・船本 裕代・平田 耕二郎・濱家 香穂里 ほそじま そめかわ たすく なかしろ なおみ 細島 みゆき・染川 資・中城 直美												
事業所の通常 の事業実施地域	とんだばやし 富田林市												
事業所が行う 他の指定障がい 福祉サービス 等	<table border="0"> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 10月1日指定)</td> </tr> <tr> <td>指定一般相談支援</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成25年 1月1日指定)</td> </tr> <tr> <td>指定特定相談支援</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 4月1日指定)</td> </tr> <tr> <td>居宅介護</td> <td>へいせい ねん がつ にちしてい (平成26年 11月1日指定)</td> </tr> </table>	施設入所支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)	生活介護	へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)	短期入所	へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 10月1日指定)	指定一般相談支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成25年 1月1日指定)	指定特定相談支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 4月1日指定)	居宅介護	へいせい ねん がつ にちしてい (平成26年 11月1日指定)
施設入所支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)												
生活介護	へいせい ねん がつ にちしてい (平成21年 4月1日指定)												
短期入所	へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 10月1日指定)												
指定一般相談支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成25年 1月1日指定)												
指定特定相談支援	へいせい ねん がつ にちしてい (平成24年 4月1日指定)												
居宅介護	へいせい ねん がつ にちしてい (平成26年 11月1日指定)												

(2) 事業の目的および運営方針、運営理念

<p>事業の目的</p>	<p>指定障害児相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害児相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とします。</p>
<p>運営方針</p>	<p>1. 指定障害児相談支援は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>2. 指定障害児相談支援は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。</p> <p>3. 市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、常にその改善を図ります。</p> <p>4. 関係法令等を遵守します。</p>
<p>運営理念</p>	<p>宣言</p> <p>一、私たちは四天王寺開祖聖徳太子が帰依された仏教の精神（こころ）に基づき人の幸せをよろこびとして福祉社会の実現を目指します。</p> <p>二、私たちは良質で信頼されるサービスを誠実に提供し安心して暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。</p> <p>三、私たちは人の尊厳と主体的な生活を守るとともに常に安全なサービス提供に努めます。</p>

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前9時から午後5時30分までとなります。

(4) 相談支援の可能な日と時間帯

相談実施日	月曜日から金曜日までとなります。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除きます。
実施時間	午前9時から午後5時30分までとなります。

(5) 事業所の職員体制

管理者	施設長 山口 浩子
-----	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	<p>1 従業者及び業務の管理、利用の申し込みに係る調整を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1人
相談支援専門員	<p>【指定障がい児支援利用援助】 支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児及びその家族との面接を行い、障がい児等の希望や状況等を把握し、障がい児支援利用計画案を作成します。支給決定又は変更後に、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。</p> <p>【指定継続障がい児支援利用援助】 市町村が支給決定等の際に通知するモニタリング期間ごとに、障がい児が継続して福祉サービス等を適切に利用できるよう、障がい児及びその家族、指定障がい児通所支援事業者等との連絡を継続的にを行い、サービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整や支給決定等に係る申請の勧奨を行います。</p>	常勤 専従 5人 兼務 2人

3 提供する指定障がい児相談支援の内容

(1) 指定障がい児支援利用援助

障がい児及びその家族との面接やサービス提供事業者等との連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。

【障がい児支援利用計画作成の手順】

1	サービス内容等に関する情報提供	障がい児支援利用計画の作成の開始にあたっては、障がい児等によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障がい児通所支援事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	障がい児の居宅を訪問し、障がい児及びその家族に面接を行い、障がい児の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	障がい児支援利用計画案の作成	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、障がい児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成時期、福祉サービス等の種類等を記載した障がい児支援利用計画案を作成します。
4	障がい児支援利用計画案の説明・交付	障がい児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、障がい児支援利用計画案を障がい児等に交付します。
5	サービス等担当者会議の開催	通所給付決定が行われた後に、通所給付決定を踏まえて障がい児支援利用計画案の変更を行い、指定障がい児通所支援事業者等との連絡調整を行います。また、サービス等担当者会議を開催し、障がい児支援利用計画案の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス等担当者会議を踏まえた障がい児支援利用計画案の内容について、障がい児及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。
7	障がい児支援利用計画の交付	完成した障がい児支援利用計画を障がい児及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(2) 指定継続 障がい児支援利用援助

<p>もにたりんぐ モニタリング</p>	<p>障がい児及びその家族や福祉サービス事業者等と継続的に連絡をとり、障がい児支援利用計画の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに障がい児等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整等を行います。また、新たな通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。</p>
<p>障がい児支援利用 計画の変更</p>	<p>障がい児支援利用計画を変更する際は、障がい児の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として(1)1～3及び5～7に規定された業務を行います。</p>
<p>入所施設等への 紹介又は地域生活 への移行に関する 情報提供等の援 助</p>	<p>障がい児が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障がい児等が指定障がい児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。また、指定障がい児入所施設等からの退所又は退院しようとする障がい児等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、必要な情報提供や助言等の援助を行います。</p>

4 提供する指定障がい児相談支援の利用者負担額について

<p>指定障がい児相談支援</p>	<p>利用者負担額は発生しません。※</p>
<p>こうつうひ 交通費</p>	<p>通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障がい児相談支援を提供する場合は、必要な交通費をいただきます。</p> <p>公共交通機関を利用した場合・・・交通費の実費</p> <p>事業者の自動車を使用した場合・・・1キロ当たり20円</p> <p>有料道路利用時は、往復の有料道路代、駐車場必要時は、駐車代の実費</p>

※ 障がい児相談支援給付費について事業者が代理受領を行わない(障がい児相談支援対象保護者が償還払いを希望する)場合は、障がい児相談支援給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて給付決定市町村に障がい児相談支援給付費の支給を申請してください

5 お支払い方法について

<p>お支払い方法について</p>	<p>料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の20日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い</p> <p>(イ)下記指定口座への振り込み</p> <p>金融機関名： 大阪南農業協同組合 富田林支店</p> <p>口座種別・番号： 普通 9827731</p> <p>口座名義： 社会福祉法人四天王寺福祉事業団 四天王寺悲田富田林苑 理事長 南谷 恵敬</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、障がい児相談支援給付費について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
-------------------	---

※支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当者の変更を希望される場合の相談窓口について

<p>障がい児及びその家族のご事情により、担当者の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。</p>	<p>相談担当者氏名 山口 浩子</p> <p>連絡先電話番号 0721-29-0320</p> <p>同ファックス番号 0721-29-0282</p> <p>受付日および受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分</p>
--	--

※ 担当者の変更に関しては、障がい児及びその家族の希望を尊重して調整を行います。が、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 指定障がい児相談支援の提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

指定障がい児相談支援の提供に先立って、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている場合は、受給者証をご提示いただき、指定障がい児相談支援の対象者であること、継続障がい児支援利用援助のモニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認させていただきます。受給者証の住所、支給内容などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 担当者の決定等

指定障がい児相談支援提供時に、担当者を決定します。ただし、実際に相談支援を提供するにあたり、複数の職員で対応させていただくこともあります。また、担当者が交代する場合は、あらかじめ障がい児及びその家族に説明するとともに、障がい児等に対して相談支援提供上の不利益が生じないように十分に配慮します。

障がい児等から特定の担当者を指名することはできませんが、担当者についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なくご相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎゃくたいぼうし かん せきにんしゃ	しせつちやう やまぐち ひろこ
虐待防止に関する責任者	施設長 山口 浩子

② 虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、市町村に通報します。

③ 成年後見制度の利用を支援します。

④ 苦情解決体制を整備しています。

⑤ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報保護について

<p>① 障がい児及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は、障がい児等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 指定障がい児相談支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は、業務上で知り得た障がい児及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、指定障がい児相談支援の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た障がい児及びその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</p>
----------------------------------	--

<p>② 個人情報保護について</p>	<p>○ 事業者は、障がい児及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児及びその家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、障がい児及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、障がい児及びその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）</p>
---------------------	--

10 緊急時の対応方法について

指定障がい児相談支援の提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、障がい児及びその家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、障がい児に対する指定障がい児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 株式会社 損害保険ジャパン  
 保険名 社会福祉施設総合損害補償

保障の概要 事業者の不備、欠陥または、職員の業務上の管理・サービスミスなどにより利用者、第三者の身体に障害を与えた場合に、法律上負担すべき費用を支払う。

12 身分証携行義務

指定障がい児相談支援事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び障がい児またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1.3 記録の整備

(1) 障がい児及びその家族に対する指定障がい児相談支援の提供に関して、以下の記録を整備します。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の障がい児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
  - ・障がい児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
  - ・アセスメントの記録
  - ・サービス担当者会議等の記録
  - ・モニタリングの結果の記録
- ③障がい児相談支援対象保護者に関する市町村への通知に係る記録
- ④障がい児及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) これらの記録は指定障がい児相談支援完了の日から5年間保存し、障がい児等は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

1.4 苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定障がい児相談支援に係る障がい児及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下の表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員 ・四天王寺大学教授 ・四天王寺大学教授	・してんのうじだいがくきょうじゅ ・してんのうじだいがくきょうじゅ	とりうみ 鳥海 直美 かさはら 笠原 幸子	なおみ 直美 さちこ 幸子	TEL 072-956-3181 TEL 072-956-3181
---------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	------------------------	--------------------------------------

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情又は相談があった場合は、契約者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、契約者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、契約者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。時間を要する場合はその旨を速やかに連絡します。

【四天王寺悲田富田林苑における苦情の受付】

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付ます。

\* 苦情解決責任者

四天王寺悲田富田林苑 施設長 : 山口 浩子

\* 苦情解決受付窓口

四天王寺悲田富田林苑 統括支援長 : 谷口 直哉  
支援長 : 白銀 雄一郎・武田 英基・坪井 信幸  
前濱 亜由美・高橋 和人

受付時間

: 月曜日～土曜日 9:00～17:30

\* 苦情ボックスの設置

: 玄関ホールに設置しています。

\* 第三者委員

・四天王寺大学教授 鳥海 直美 TEL 072-956-3181  
・四天王寺大学教授 笠原 幸子 TEL 072-956-3181

【富田林市の窓口】

富田林市役所 障がい福祉課

受付時間 : 月曜日から金曜日 9:00～17:30

〒584-8511 大阪府富田林市常磐町 1-1

TEL 0721-25-1000 (代表)

【公的団体の窓口】

大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 福祉サービス苦情解決委員会

受付時間 : 月曜日から金曜日 10:00～16:00

TEL 06-6191-3130 (直通)

Fax 06-6191-5660

E-mail [tekisei@osakafusyakyoo.or.jp](mailto:tekisei@osakafusyakyoo.or.jp)

重要事項説明書【指定障害児相談支援事業】

サービス提供開始年月日  
重要事項説明年月日

令和 年 月 日  
令和 年 月 日

上記内容について、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、障害児相談支援対象保護者に説明を行いました。

社会福祉法人 四天王寺福祉事業団  
四天王寺悲田富田林苑

説明職員名 氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受けました。

障害児相談支援対象保護者

住所 氏名 続柄

障害児相談支援対象児童

住所 氏名

事業者名 社会福祉法人 四天王寺福祉事業団  
事業所名 四天王寺悲田富田林苑  
住所 大阪府富田林市向陽台1丁目 3番20号  
代表者氏名 施設長 山口 浩子